

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

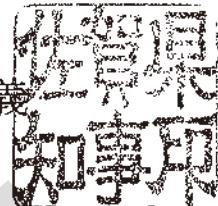
平成28年8月5日

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1  
 氏 名 株式会社イワフチ  
         代表取締役 岩渕 慶太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事

山口 祥義



許可の年月日	平成28年8月5日	許可番号	佐賀県指令28循環第6号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類  (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄物 が含まれる場合は、 その旨を含む。)	施設の種類：木くずの破碎施設（固定式及び移動式） 産業廃棄物の種類：木くず		
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎5147番2		
処理能力	木くず：25t／時間、200t／日（8時間）		
許可の条件	移動して破碎処理をする場合は、下記により行うこと。 ・施設の稼働は、排出事業場敷地内に限る。 ・隣地との敷地境界から11メートル以上離して設置すること。		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有      •      無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示 を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		